**東日本大震災における原子力発電所の事故に**

受付印

**よる居住困難区域内家屋の代替住宅用地特例に係る**

**固定資産税の特例適用申告書**

平成　　　年　　　月　　　日

　　田　村　市　長　　　　　　　　〒

申告者の住所

申告者の氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　　　　　－　　　　－

東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地を取得したので、地方税法附則第56条第13項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

なお、添付書類（戸籍謄本等）については、担当課に交付請求されることに同意します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住　　　　　所 | □申告者の住所と同じ | | |
| 氏名又は名称 | 被災住宅用地の所有者との関係（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 代替住宅用地 | 所　　在　　地 | 田村市 | | |
| 地　　　　　番 |  | 地 　目 |  |
| 地　　　　　積 | ㎡ | 取得年月日 |  |
| 他市町村への申告の有無 | | □なし　□あり（平成　　年　　月　　日申告　　　　　　　　市町村） | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 居住困難区域内住宅用地 | 所有者の住所 | □申告者の住所と同じ | | | | | | | |
| 所有者の  氏名又は名称 |  | | | | | | | |
| 所　　在　　地 | □申告者の住所と同じ | | | | | | | |
| 地　　　　　番 |  | | | 地 　目 | |  | | |
| 地　　　　　積 | ㎡ | | | 取得年月日 | |  | | |
| 居住困難区域内家屋 | 所有者の住所 | | □申告者の住所と同じ | | | | | | |
| 所有者の  氏名又は名称 | |  | | | | | | |
| 所　在　地 | | □申告者の住所と同じ  （家屋番号：　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | |
| 種　類 | |  | 床面積 | | ㎡ | | 共有持分 |  |

1　「代替住宅用地」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地をいう。

2　「居住困難区域内家屋」とは東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の家屋をいう。

3　特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎　特例の内容と適用要件

　東日本大震災における原子力発電所の事故により、居住困難区域と指定された区域内の代替住宅用地に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

１　特例対象者

　（１）対象区域内住宅用地の居住困難区域設定指示が行なわれた日における所有者（以下「従前土地所有者」という。）対象区域内住宅用地が共有物の場合は、その持分を有する者も含む

　（２）対象区域内住宅用地の所有者に相続があったときにおけるその相続人等

　（３）従前土地所有者の３親等内の親族で対象区域内土地の代わりに取得された土地（以下「代替土地」

　　　 という。）の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定であると市長が認める者

　（４）対象区域内住宅用地の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにお

けるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割に

より対象区域内住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十

二号の三に規定する分割承継法人

２　対象区域内住宅用地要件

　　居住困難区域設定指示が行なわれた日において、当該居住困難区域設定指示区域内に所在した家屋の敷

地として使用していた土地

３　特例対象土地要件

　　対象区域内住宅用地の代わりとして取得した土地（当該住宅用地に代わるものであると市長が認めるも

のに限ります。以下「代替住宅用地」という。）

４　取得期間

　　居住困難区域設定指示が解除された日から起算して３月を経過する日までの間に取得された土地

５　特例の内容

　　代替住宅用地のうち、固定資産税の対象区域内住宅用地相当部分の面積に係る税額について、取得の翌

年から３年間、１戸当たり２００㎡までの部分は６分の１に、それ以外（家屋の床面積の１０倍まで）は

３分の１に相当する額を減額します。（家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。）

◎　添付書類

１　対象区域内住宅用地及び代替土地の所有者の氏名及び住所、当該対象区域内住宅用地及び代替土地の所

在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を居住困難区域指示が行なわれた日において居住困難区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類

２　対象区域内住宅用地を確認できる書類及び代替土地を代替住宅用地として使用する予定であることを約

する書類　⇒「平成２３年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等

３　対象区域内住宅用地の面積及び代替土地の面積を証する書類　⇒「登記済通知書」等

４　代替住宅用地の所有者が、対象区域内住宅用地の所有者の相続人　⇒「戸籍謄本」（写）

５　従前土地所有者の３親等内の親族で代替土地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定で

ある者　⇒「戸籍謄本」（写）「住民票」（写）「従前土地所有者と同居する予定であることを約する書類」

６　合併後存続する法人、合併により設立された法人であることを証する書類　⇒「法人の登記簿謄本」（写）

　※　必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※　必要に応じて被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。